

2025 年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務 に係る企画提案公募要領

1. 業務の趣旨・目的

2025 年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に向けて公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）が過年度から進めてきた「ICT 基本計画策定業務」をもとに、万博会場にて提供される各サービスに必要な情報通信インフラの基本設計を行うものである。

大阪・関西万博では、世界から多くの人々の参加を促し、また、未来社会の一端を体験できる会場となるよう、ICT（情報通信技術）を効果的に活用していく。大阪・関西万博基本計画にある ICT を活用して「来場者の利便性や快適性の向上」、「会場運営の効率化と安全性の確保」、「多様な参加と得られたデータの社会還元」を実現するサービスを提供するには、様々な IoT センサ類から収集した情報を、万博 ICT-PF（プラットフォーム）を介して来場者サービス、会場運営サービス、外部サービスとを連携させることが必要である。本業務では、会期中これら万博 ICT-PF を介して流通するデータをセキュアかつ止まることなく安定的に伝送する情報通信インフラを整備することが目的である。

2. 業務事項

(1) 事業名称

2025 年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務

(2) 履行期間

契約締結日から 2022 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「仕様書」及び企画提案書をもとに受託者と協会において協議の上、決定する。

3. 委託上限額

80,000 千円（税込）

「契約上限額」は消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）を 10%とする。

4. プロポーザル実施スケジュール

2021 年 7 月 16 日（金）	公募開始・質問受付開始
2021 年 7 月 30 日（金）	質問締切り
2021 年 8 月 6 日（金）	質問回答
2021 年 8 月 23 日（月）	提案書類提出締切り
2021 年 9 月 上旬	評価委員会・プレゼンテーション

5. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (二) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げる①、②いずれかの業務実績条件を満たすこと。
 - ① BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会、または同様の国際イベント会場の情報通信設備設計の業務を履行した実績があること。
 - ② 国内外の国・自治体等での各種システムが連携する情報通信ネットワーク（工事規模 20億円以上）の設計業務を実施した実績が、過去5年間において2回以上あること。
- (6) IPA（情報処理推進機構）が認定する下記資格の保持者を配置し資格者リストを提出すること。
 - ・PM（プロジェクトマネージャー）
 - ・NW（ネットワークスペシャリスト）
 - ・SC（情報処理安全確保支援士）
- (7) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態 構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

- ② 代表者要件 代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

6. 応募に係る事項

本事業の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。「5. 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

① 配布期間

2021年7月16日（金）から2021年8月23日（月）まで

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）
(<https://www.expo2025.or.jp/>)

③ 受付期間

2021年8月16日（月）から2021年8月23日（月）まで

④ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）の郵送による提出のみ。
※持参による提出は認めない。

送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 ICT部 ICT1課
（担当：志水）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

※2021年8月23日（月）までの消印があるものを有効とする。

併せて必ず、受付期間中に電子メールで応募書類のデータを当該企画提案公募担当（志水）まで送信すること。

送付先メールアドレス：ict-infra-proposal@expo2025.or.jp

- 折り返し担当者から質問票受領完了のメールを送信します。担当者からの連絡がない場合はお手数ですが、送付先アドレスまでご連絡をお願いします。

⑤ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 応募にあたっては、下記【提出書類一覧】ア～キの書類を提出すること。

なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

（特に、企画提案に係る書類は、仕様書7「企画提案書の作成について」の規定に留意し

て作成すること。)

【提出書類一覧】

	書類名	単独企業	共同企業体	提出部数
ア	応募申込書	様式 1	様式 1 ★	原本 1 部
イ	企画提案書等	様式なし (仕様書 5 : (1)~(2) の書類)		原本 1 部、副本 10 部
ウ	応募金額提案書	様式 2	様式 2 ★	
エ	業務実績申告書	様式 3	様式 3 ★	
オ	共同企業体届出書	—	様式 4 ★	原本 1 部
カ	共同企業体協定書 (写し)	—	様式 5 ★	
キ	誓約書	様式 6	様式 6 ★	

(注) ★印：共同企業体の場合は代表構成員のみ提出

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る最優秀提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

- 応募は 1 者 1 提案とする (共同企業体構成員として参加する場合を含む)。
- 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体 (CD-R 等) での提出も行うこと。
- 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
 <記入例>「2025 年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務」提案書
 株式会社〇〇 (法人名)」
- 書類提出後の差し替えは認めない。(協会が補正等を求める場合を除く。)
- 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

7. 説明会

実施しない。

8. 質問の受付

(1) 受付期間

2021年7月16日(金)から2021年7月30日(金)17時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス: ict-infra-proposal@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」の始めに

「【質問】2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式8)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

- 折り返し担当者から質問票受領完了のメールを送信します。担当者からの連絡がない場合はお手数ですが、送付先アドレスまでご連絡をお願いします。
- 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2021年8月6日(金)までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務の企画提案公募について】に掲載する。
(<https://www.expo2025.or.jp/>)

9. 審査方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、評価委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の詳細については、協会と応募者で調整し決定する。
- ③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容(評価のポイント)	配点
情報通信インフラの基本設計方針	基本設計方針	○大阪・関西万博基本計画を理解し、必要な情報通信インフラについて、万博の特性を踏まえた具体的な方針が示されているか。 ○博覧会会場で想定される情報通信需要を広範に調査・検討する提案となっているか。 ○2025年の情報通信インフラ技術を見据えた提案となっているか。	30

		○拡張性・柔軟性のある提案となっているか。 ○応募者が示す方針は実現可能性のあるものか。	
	保守運用方針	○運用期間中の実施管理運営（全体管理、運用管理、保守・点検等）について、具体的な方針が示されているか。 ○経済性を考慮した提案となっているか。 ○応募者が示す方針は実現可能性のあるものか。	15
	ネットワークセキュリティ方針	○ネットワークセキュリティについて万博の特性を踏まえた具体的な方針が示されているか。 ○応募者が示す方針は実現可能性のあるものか。	15
プロジェクト実施体制	業務実施体制	○プロジェクトを確実に実行できる体制が役割分担含め具体的に示されているか。 ○プロジェクト管理者及び実務責任者として従事させる予定の者の経歴、保有資格及び実績等が、協会の求める要員スキルと合致しているか。 ○プロジェクトの品質管理プロセス（品質マネジメント、品質保証、品質コントロール等）に関しての内容が具体的に示されているか。	10
	業務実施スケジュール	○マイルストーンが適切に設定され、作業工程が具体的に示されているか。 ○関連組織・工程との調整を考慮した提案となっているか。	10
応募者実績		○OBIE の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会、または同様の国際イベント会場の情報通信設備設計の業務を履行した実績。 または、 ○国内外の国・自治体等での各種システムが連携する情報通信ネットワーク（工事規模 20 億円以上）の設計業務を実施した実績。	10
価格点		○価格点の算定式 満点（10 点）× 提案価格のうち 最低価格/自社の提案価格	10

合計	100
----	-----

(3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 情報通信インフラ基本設計業務の企画提案公募について】において公表する。応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

(ア) 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

(イ) 全応募者の名称

(ウ) 全応募者の評価点

(エ) 最優秀提案者の選定理由

(オ) 評価委員会委員の氏名及び選任理由

(カ) その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (ア) 評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (イ) 他の応募者と応募書類の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (ウ) 選定終了までの間に、他の応募者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- (エ) 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- (オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10. 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者は、契約締結までに下記ク～シの書類を提出すること。

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類】

ク 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明を行うこと。）

ケ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。
 - ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・個人の場合に提出すること。
 - ・発行日から3カ月以内のもの。
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。
 - コ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
 - ②大阪市の市税事務所が発行する市税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪市内に事業所がない場合は、本店を管轄する市町村税事務所が発行するものに代えることができる
 - ③税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - サ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
 - シ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- (2) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (3) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。ただし、応募時に提案のあった内容については確実に履行するものとする。
- (4) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (5) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

- (7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (8) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (一) 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (二) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (三) 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (四) 契約金額の年額又は総額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (五) 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

11. その他 応募にあたっては、公募要領、仕様書を熟読し遵守すること。